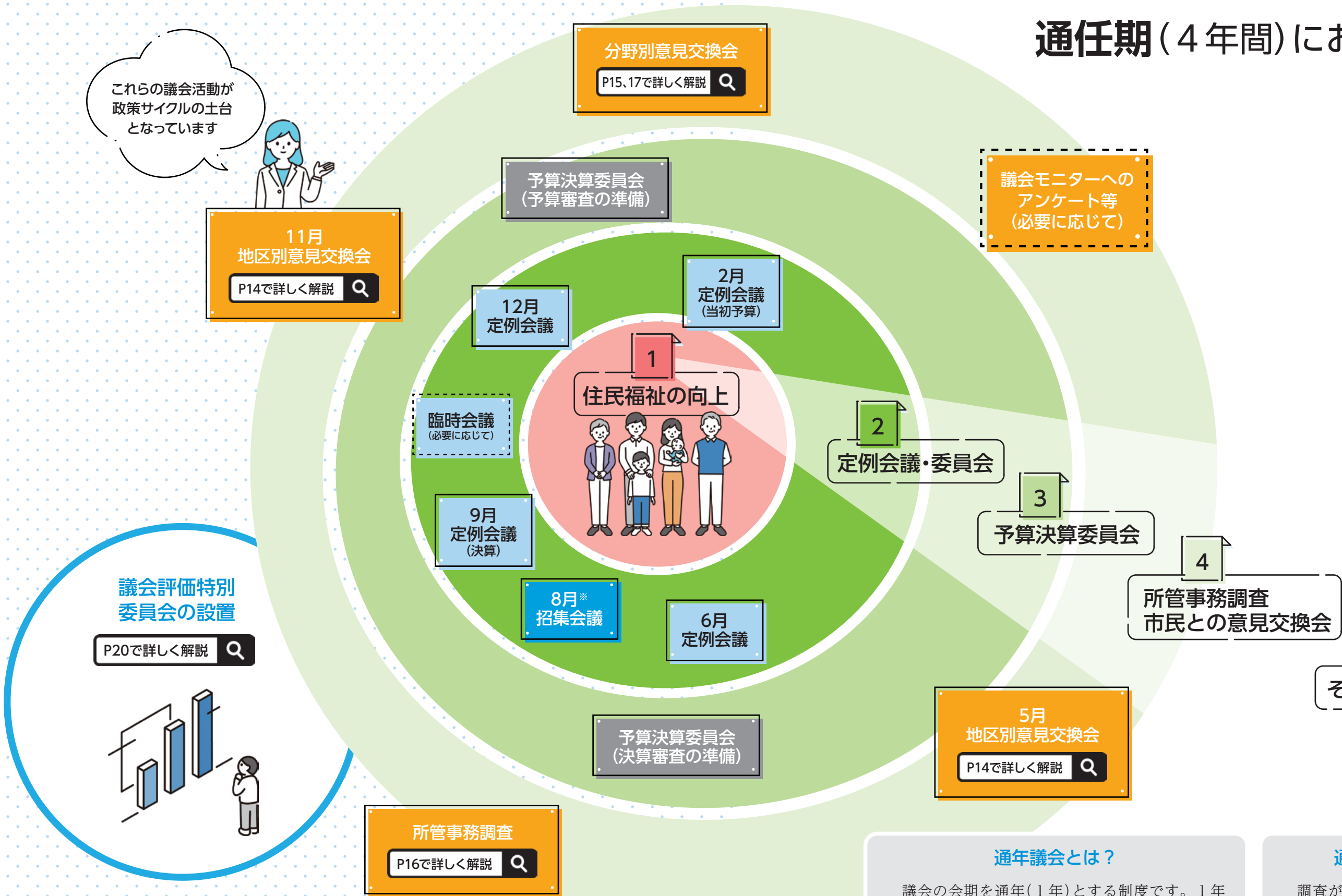


通任期（4年間）における議会活動

会津若松市議会は、主権者である住民の意見を政策づくりに生かすために、1年間、そして議員任期4年間で意識した切れ目のない継続した議会活動を実践しています。

左の図は、会津若松市議会の議会活動のイメージ図です。議会活動を表す5つの円の中心には「住民福祉の向上」があります。住民福祉の向上を目指すため、決算審査と予算審査が連動する議会活動に取り組み、図表に表すような議会運営によって「議会からの政策サイクル」を実践しています。



通年議会とは？

議会の会期を通年(1年)とする制度です。1年を通して議会が開会しているため、常に議会が活動能力を持つことになり、各委員会における審査での専門性を高め、突発的な事件等への対応などが必要となる場合にも、議会の判断で会議を開くことができるようになりました。会津若松市議会では、令和4年8月から通年議会を導入しています。

通年議会のメリット

調査が必要な時にいつでも議会として活動できるようになりました。また、臨時会議は必要に応じて開催されます。通年議会を導入したことで、災害等の急を要する対応時も、迅速に会議を開催することができるようになりました。

※平成19年までは、本市議会の議員の任期は4月30日から始まっていましたが、平成23年以降は、東日本大震災の発生に伴い制定された特例法により8月6日まで任期が延長されました。これにより本市議会議員の任期は8月から任期が始まり、初議会の招集は8月になりました。